

次上卿座を起て、宣仁門代をいで、纓をまき綾をかけて、平胡簫を帶して、陣の座にかへり着す。次固關の事を行なふ、大臣官人をもて、大内記をめす、内記參す、大臣仰曰、御讓位あるべし、固關勅符草をすべきよし仰す、次辨を召て、固關の官符をつくるべきよし仰す、次六位外記内舍人の着文を覽す、大臣見て返給ふ、奏聞せず。

次内記勅符の草を進す、

上卿座ながら職事につけて奏聞返給ふ。上卿内記をめして、清書すべきよし仰す。

次内記勅符清書を進す、

上卿これを見て、座の前におく、

次木契并硯をたてまつるべきよしを内記に仰す、次内記木契硯を持参して、上卿のまへにおきて軾に候す、

勅符左方、木契中、硯右、

次上卿硯を引寄て墨をすり、筆をそめて、木契をとりて、木契のうへに銘をかく、

賜伊勢國 賜近江國 賜美濃國

事畢て筥に入て内記に給ふ、内記之を割く、

内記刀拳石をとりいだして、これをわりて、もとのごとくおし合て上卿に進す、

上卿勅符三通を、木契筥に加入て内記に給ふ、内記小庭にたつ、次外記官符を覽す、文杖なり、上卿これをみて小庭にたゞ玄む、次上卿弓場に就て、職事二人例あり、式六位ありをもて、勅符木契官符等を奏す、

内記外記相從ふ、御覽畢て返給ふ、勅符御畫ありば自をすなり

次上卿陣の座に還着す、

内記外記、勅符官符をたてまつりて退下、